

軽井沢エコツアーリズム推進 全体構想



軽井沢町エコツアーリズム推進協議会

目 次

1. 軽井沢エコツーリズムを推進する地域	1
1) 推進の目的及び方針	1
2) 推進する地域	12
2. 対象となる自然観光資源等	14
1) 軽井沢エコツーリズムの自然観光資源	15
2) その他の観光資源の名称と所在地等	26
3. エコツーリズム実施の方法	29
1) ルール	29
2) ガイダンス及びプログラム	37
3) 自然観光資源のモニタリング及び評価	38
4) その他	42
4. 自然観光資源の保護及び育成	45
1) 特定自然観光資源の指定について	45
2) 立ち入り制限による利用調整	45
3) その他の自然観光資源	45
4) 関連する取り組み	47
5. 協議会の参加主体	48
1) 協議会に参加する者の所属及び氏名、その役割分担	48
6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項	49
1) 地域振興	49
2) 地域住民との連携	49
3) 他の法令や計画等との関係及び整合性	49
4) 環境教育の場としての活用と普及啓発	52
5) 安全管理	52
6) 全体構想の公表	52
7) 全体構想の見直し	52

付録1. 軽井沢の自然観光資源一覧

付録2. 自然観光資源位置図

1. 軽井沢エコツーリズムを推進する地域

1) 推進の目的及び方針

(1) 推進の背景と目的

長野県の東の玄関口に位置する当町は、雄大な活火山浅間山（標高 2,568m）の南山麓に位置する高原の町です。

古くは中山道の宿場町として栄え、明治以降、緑豊かな自然環境の中で独自の国際保健休養地として発展を遂げてきました。

避暑地としての軽井沢のスタートは、明治 19 年（1886 年）、カナダ生まれの英国聖公会宣教師アレキサンダー・クロフト・ショーが当地を訪れ、軽井沢の気候風土を屋根のない病院、天然のサナトリウム（療養所）だと称賛し、その素晴らしさを家族、友人に推奨、その夏、当地へ避暑に訪れたことが最初だと言われています。

これを機に明治、大正、昭和と冷涼な夏の気候、豊かな森林地帯など、避暑に適した気候風土や鉄道などの交通機関の発達により、多くの人々が「軽井沢高原」の爽やかな環境を楽しむようになりました。

当町は平成に入り、高速道路や新幹線の開通といった高速交通網が整備されたことにより観光地としても大きな発展を遂げ、令和元年（2019 年）現在で年間約 840 万人以上の観光客が訪れる国内屈指の避暑地・観光地となりました。

今後は、夏の軽井沢のイメージだけではなく、四季を通じて多くの方々に訪れていただけるよう先人たちが築き上げてきた自然・歴史・文化を活用した町内の国立・国定公園内の自然歩道、林道周辺の自然環境等を活用したプログラムや熊野皇大神社から追分宿までの歴史ある中山道を活用したプログラムを世界で進めている持続可能な開発目標（SDGs）を踏まえる中で、造成してまいります。

これにより、国内外の観光客に自然との共存の素晴らしさと文化、環境保全の重要性を認識していただくとともに自然環境の保全・観光振興・観光教育の持続促進を図るべく軽井沢版エコツーリズムを推進してまいります。

そこで、軽井沢町エコツーリズム推進協議会では、「軽井沢町まちづくり基本条例」と「軽井沢町長期振興計画」の基本方針である「森と高原の快適環境」「軽井沢ブランドを活かした交流のまち」「人を育てる教育・文化」を共通認識とし、エコツーリズム推進基本法に基づく全体構想を策定いたします。

当町の概要は以下のとおりです。

軽井沢町の概要

面積：156.03km² ※平成 26 年（2014 年）国土交通省国土地理院調べ

気候：年間平均気温は 10 度前後。

夏の最高気温は 30～32℃、冬の最低気温は－15℃前後。

夏場に霧がよく発生（日照率 50%前後）。

年間降水量は 1,000～1,400mm。最深積雪は 15～50cm。

※軽井沢特別地域気象観測所の記録による

土地の面積：

総面積	宅地	田	畑	山林	原野	その他
156.03 (km ²)	23.44	2.15	3.80	86.55	9.04	31.05
割合 (%)	15.02	1.38	2.44	55.47	5.79	19.90

人口：19,193 人

※長野県毎月人口移動調査結果（平成 30 年（2018 年）10 月現在）

主要産業：観光、商業

産業別の就業者数：

	第一次	第二次	第三次	その他
就業者数（人）	306	1,289	7,373	284
割合 (%)	3.3	13.9	79.7	3.1

※国勢調査（平成 27 年（2015 年））

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS

世界を変えるための 17 の目標

かつて冷涼な気候のため寒村であった軽井沢は独特かつ飛躍的な発展を遂げてきました。その歴史の中でも、戦後まもない昭和 26 年（1951 年）には、国から「国際親善文化観光都市」として他にない重要性が認められ、昭和 26 年（1951 年）からは次の法律が制定されています。

軽井沢国際親善文化観光都市建設法

（沿革）

日本国憲法第 95 条の規定に基く軽井沢国際親善文化観光都市建設法をここに公布する。

（目的）

第 1 条 この法律は、軽井沢町が世界において稀にみる高原美を有し、すぐれた保健地であり、国際親善に貢献した歴史的実績を有するにかんがみ、国際親善と国際文化の交流を盛んにして世界恒久平和の理想の達成に資するとともに、文化観光施設を整備充実して外客の誘致を図り、わが国の経済復興に寄与するため、同町を国際親善文化観光都市として建設することを目的とする。

～略～

（法律の適用）

第 7 条 軽井沢国際親善文化観光都市建設計画及び軽井沢国際親善文化観光都市建設事業については、この法律に定めがある場合を除く外、都市計画法の適用があるものとする。

昭和 26 年 8 月 15 日公布

平成 11 年 12 月 22 日改正

さらに昭和 48 年（1973 年）には、同法の主旨を尊重した町民の心構えとして「軽井沢町民憲章」が制定されています。

軽井沢町民憲章

わたくしたちは、雄大な浅間山にいだかれた高原の町軽井沢の町民です。
わたくしたちは、国際親善文化観光都市の住民にふさわしい世界的視野と未来への展望に立って、ここに町民憲章を制定します。

- 一 世界に誇る清らかな環境と風俗を守りつづけましょう
- 一 すべての来訪者に心あたたく接しましょう
- 一 かおり高い伝統と文化を育てあげましょう
- 一 緑ゆたかな高原の自然を愛しまもりましょう
- 一 明るい家庭と伸びゆく町を築きあげましょう

昭和 48 年 8 月 1 日制定

平成 19 年（2007 年）にはそれまでの取り組みと軽井沢町の自然・歴史・文化を踏まえたまちづくりの最高規範条例として「軽井沢町まちづくり基本条例」が制定されました。

軽井沢町まちづくり基本条例

軽井沢町は、雄大な浅間山にいだかれ、緑豊かな自然に恵まれた高原のまちです。

明治 19 年（1886 年）にカナダ生まれの英国聖公会宣教師アレキサンダー・クロフト・ショー氏によって、避暑地として内外に紹介されて以来、国際保健休養地としての歴史と文化を育んできました。

軽井沢町の緑豊かな自然は、先人の手によって作り上げられたもので、軽井沢町の歴史や文化の源です。この素晴らしい軽井沢町の緑豊かな自然、歴史及び文化を日本の貴重な財産として守り育てながら世界的視野と未来への展望に立って、だれもが心豊かに健康で安心した生活が送れる良好な生活環境を守り、後世に引継いでいくことが高原のまちに住む私たちに課せられた義務であるといえます。

このような認識を踏まえ、軽井沢町にかかわるすべての人の協働と連携のもと、軽井沢町が目指すまちづくりの進め方を明らかにするとともに、自らの担うべき役割と責任を自覚し、まちづくりを進めることを決意し、ここにまちづくりに関する条例の最高規範となるまちづくり基本条例を制定します。

平成 19 年 6 月 22 日制定

平成 23 年 3 月 25 日改正

このように地域の自然を大切にしながら歴史と文化を育んできた当町ですが、近年の社会情勢の変化などに鑑み、豊かな自然と都市機能が共生するまちづくりを進めつつ、将来にわたって持続的に発展していくことを目的として、町では平成 25 年（2013 年）に「第 5 次軽井沢町長期振興計画」を策定しました。

同計画では基本理念を

自然と文化が奏でる軽井沢

とし、今後のまちづくりの課題として以下の5点を挙げています。

今後のまちづくりの課題

- 軽井沢のさわやかな環境を守り、また楽しさを享受し、自然と人がいかに共生していくか
- 保養地としての活力を生む新たな産業システムをどのように創りあげるか
- 歴史ある国際性、また、現代性ある芸術・文化的資質をいかに活用していくか
- ホスピタリティを持った受け入れと、住民の生活環境のバランスをいかに図るか
- 住民（町民・別荘所有者・滞在者等）が一体となったまちづくりの体制をいかに強化していくか

このような課題に対処するため、同計画では「軽井沢町のゾーニング」と「都市デザイン」の観点から「将来ビジョン」を掲げ、これを実現するため「基本構想」に以下の8つの「基本方針」を設定し取り組みを進めています。

将来ビジョン実現のための8つの基本方針

1. 森と高原の快適環境
2. 交流を促す円滑交通
3. 災害に強い安全・安心のまち
4. 軽井沢ブランドを活かした交流のまち
5. 安心して暮らせる健康福祉のまち
6. 人を育てる教育・文化
7. 住民が主役の共同参画のまちづくり
8. 持続と自律の地域主権

様々な課題もある一方で、これまでの努力によって守られてきた自然観光資源や、これらに密接に関連した歴史・文化資源等、数多くのかけがえのない財産も存在しています。

このような当町の財産と今後の発展の方向性を踏まえた時、「自然環境の保全」、「観光振興」、「地域振興」、「環境教育」を効果的に連携させたエコツーリズムの推進は大変有効な取り組みの一つであるといえます。

例を上げれば、上述の「8つの基本方針」中にはそれぞれに主要施策があわせて記載されていますが、それらのうち以下の基本方針と主要施策に対しエコツーリズムが貢献すると考えられます。

基本方針1 森と高原の快適環境

主要施策1. 自然と共生した環境の保全と育成

- ・目標：『美しい森林・里山の自然を守り、育て、楽しみ、動物と共生しているまち』をめざします。
- ・目標達成のための取り組み
 - (1) 森林・里山の自然環境の保全と活用
 - (2) 生物多様性の保全
 - (3) 有害鳥獣対策

基本方針4 軽井沢ブランドを活かした交流のまち

主要施策1. 別荘文化を背景とした保養地としての観光振興

- ・目標：『軽井沢の自然と伝統と新しい文化が体感でき、四季を通じて訪れたいまち』をめざします。
- ・目標達成のための取り組み
 - (1) 軽井沢文化のさらなる高質化をめざした受け入れ環境の整備・充実
 - (2) 6次産業化を牽引する新たな観光産業の展開

主要施策2. 観光と農業の連携も含めた商工業の振興

- ・目標：『軽井沢文化を活かし、さらに磨いていく地域産業が発展するまち』をめざします。
- ・目標達成のための取り組み
 - (1) 地域産業の振興
 - (2) 商店街の振興

主要施策3. 高原野菜を中心とした農業振興と森の保全

- ・目標：『軽井沢ブランドの産品と美しい里地・里山が価値を産む、農業が元気なまち』をめざします。
- ・目標達成のための取り組み

- (1) 観光との連携を含めた農業経営の魅力化
- (2) 農林業環境の活用と 1.5 次化の推進

基本方針 6 人を育てる教育・文化

主要施策 3. 多彩な蓄積を活かした地域文化の振興

- ・ 目標：『歴史と伝統の蓄積を活かし、住民が文化を楽しみ、文化を発信し続けるまち』をめざします。
- ・ 目標達成のための取り組み
 - (1) 文化・芸術活動の振興
 - (2) 国際交流の推進

また、当町では上記のような現状の課題への対応も行いつつ、50 年後、100 年後の当町へのあり方への問題提起として「軽井沢モダン」を基調とした「高原保養都市」としての軽井沢の未来像「軽井沢グランドデザイン」を平成 27 年(2015 年)に発表し、町民とともに将来を見据えた取り組みを進めています。

一方、我が国の昨今の状況においては、平成 15 年(2003 年)のビジット・ジャパン事業を開始し、さらに平成 19 年(2007 年)に観光立国推進基本法が施行されて以降、海外からの訪日観光客は増加傾向にあり各地域にその影響力を高めています。平成 30 年(2018 年)の 12 月時点で既に 3,000 万人を超え、令和 2 年(2020 年)には、4,000 万人の目標を掲げています(日本政府観光局(JNTO)発表)。

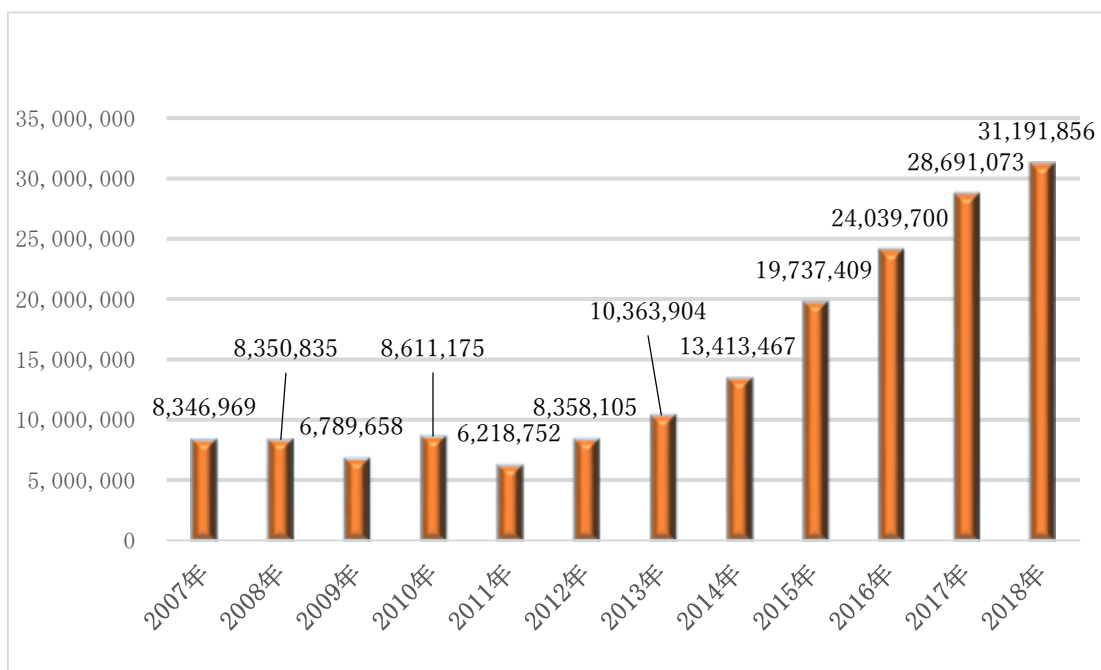


図 1. 訪日外国人客数の推移

当町においても外国人観光客は増加しつつありますが、現時点では商業施設でのショッピングなどが主要な目的となっていると思われます。また、当町は京都や奈良などの他の著名な観光地に比べた場合、歴史的・文化的な観光資源は多くないともいえます。しかしながら、町域の多くが上信越高原国立公園や国指定鳥獣保護区に指定されており、世界有数ともいえる活火山の浅間山、そしてムササビ、ニホンザル、カモシカ、ヤマドリ、アオゲラなど日本固有の哺乳類や鳥類のほか、大型哺乳類のツキノワグマなども生息しており、さらに浅間山を水源とする清らかな水に生息するイワナやヤマメ等の魚類や草原から森林までの様々な植物など、自然観光資源が豊富に存在しています。また、当町は世界にも誇りうる野生動物（ツキノワグマ、ニホンザル等）の保護管理の取り組みも行っています。これらの自然観光資源や野生動物の保護管理の取り組みは海外からの観光客にとっても高い魅力を持つ観光資源になりうると考えられます。

また、当初は外国人の避暑地として発展してきた経緯から、建築物等の文化面においても、我が国の他地域にはない独特の魅力が存在しているともいえます。

さらに、当町では平成 28 年（2016 年）に G 7 交通大臣会合、令和元年（2019 年）に G 20 持続可能な成長のためのエネルギー転換と地球環境に関する関係閣僚会合が開催された実績を踏まえ、国際会議都市を目指しております。

また、我が国では令和 3 年（2021 年）に 2020 年東京オリンピック・パラリンピック競技大会、令和 7 年（2025 年）に大阪万博が開催されるなど、今後さらに多くの外国人観光客が、我が国そして軽井沢を訪れることが予想されます。このような機会に備えて、我が国ならではの当町ならではの自然観光資源を保全しつつ活用するエコツーリズムは、海外からの観光客の受け入れにおいても大変有効な手法といえます。

以上のように、当町ではこれまでの歴史を踏まえて、現在ある自然観光資源等を保全・活用し、さらに将来の持続的な発展を確立することで、より成熟した国際親善文化観光都市を目指すことを目的としてエコツーリズムの取り組みを積極的に推進することとし、そのために「軽井沢エコツーリズム推進全体構想」を策定することとしました。

（2）推進にあたっての現状と課題

当町の現状を表す指標の一つとして、長野県が発表している軽井沢町の各年の観光延利用者数（日帰り＋宿泊）の推移を示したものが次の図 2 です。

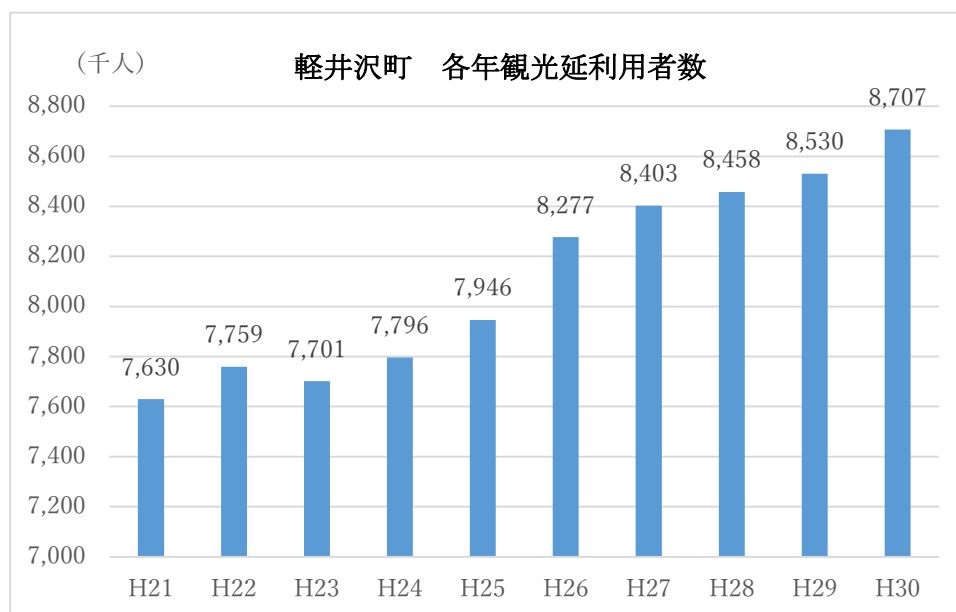


図 2. 観光客入込客数の推移

(出典：長野県観光部山岳高原観光課「観光地利用者統計調査結果」より)

過去 10 年間で見ると、平成 21 年（2009 年）に最低となった後、徐々に増加している傾向が見られます。また、近年では安定的に 800 万人以上を維持しています。また、県内全体では平成 27 年（2015 年）から平成 30 年（2018 年）の間、日帰り客数が 1 割弱減の一方で、宿泊客数はほぼ横ばいで推移しています。

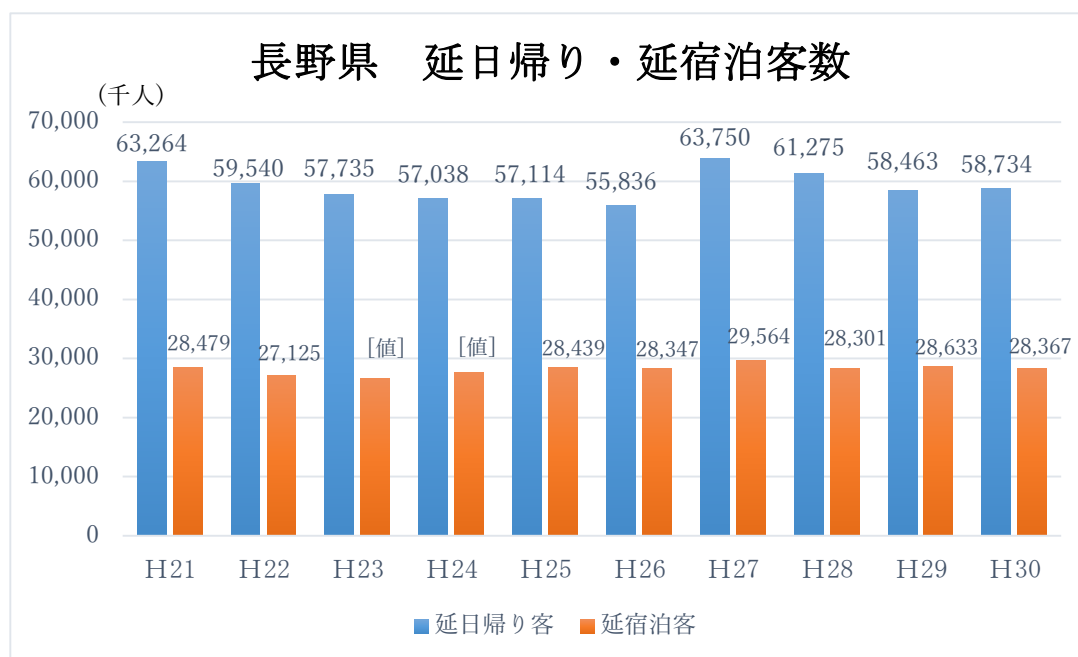


図 3. 延日帰り客数・延宿泊客数の推移

(出典：長野県観光部山岳高原観光課「観光地利用者統計調査結果」より)

また、訪日観光客数においても前述のとおり近年急増している状況ですが、当町における外国人延宿泊者数の推移は次の図4のとおりです。

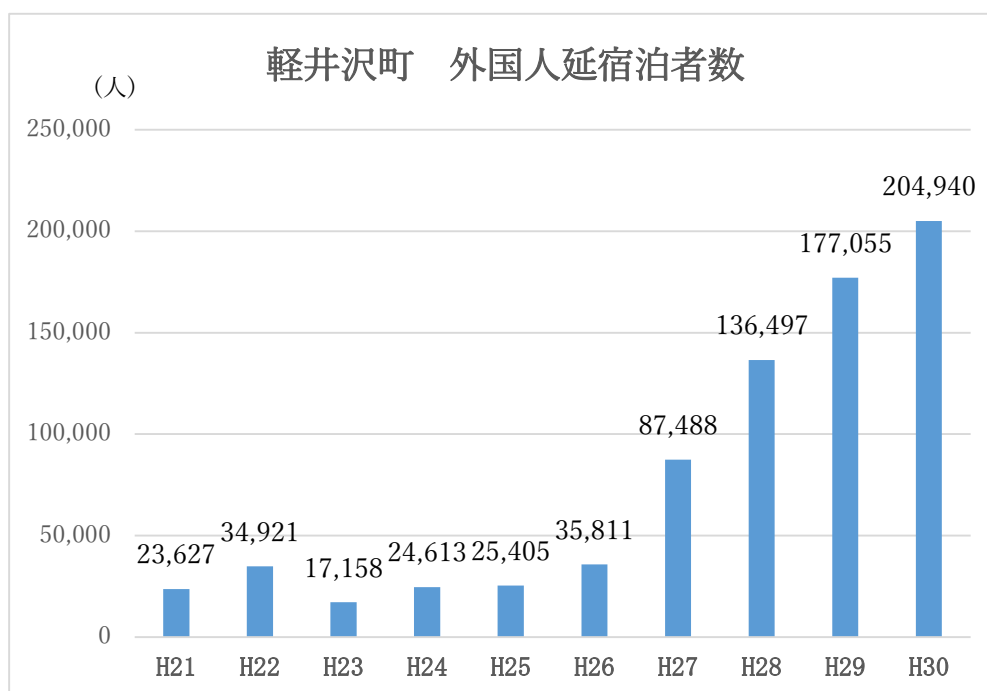


図4. 外国人延宿泊者数

(出典：長野県観光部山岳高原観光課「観光地利用者統計調査結果」より)

当町の外国人宿泊者数は、平成27年(2015年)から平成30年(2018年)において急増していることから、軽井沢町と(一社)軽井沢観光協会におきまして令和元年9月に「軽井沢インバウンドビジョン」を策定いたしました。サステイナブル(持続可能)なリゾート地を目指すため、当協議会においても連携し今後において、アジア圏はもとより欧米やオセアニアにも力点をおきPRするべく、豊かな自然や景観、独特の文化が残っている軽井沢にとって大きなチャンスになると思われます。

このように観光面では今後大きく期待される場所ですが、一方では、自然豊かな地域であるが故の課題も少なからず存在しています。例としては、野生動物対策があげられます。

当町は、人口が2万人程度の地域であるにも関わらず、別荘が1万5千軒以上存在しており、その多くが森林部に建てられています。そのため、かつては森林に生息しているツキノワグマがゴミ置き場を荒らし、時にゴミに餌付いて人慣れしたクマが市街地にまで現れる、といった事態が発生していました。町を中心とした10年以上に渡る個体管理の取り組みにより被害は少なくなって

いますが、現状でも管理には大きな労力がかかっています。同様の事態はニホンザルについても発生しており、群れ毎の監視と追い払いなどが行われています。また、ペットとして持ち込まれ放棄されたアライグマなどの外来種対策も続けられています。

さらに、かつて別荘地として開発が始められた頃の当町は広く草原に覆われており、当時咲き乱れていたサクラソウ（町花）などは近年の森林化によりその姿をあまり見かけられなくなった、などの変化も生じています。

このような各種の課題に対して、今後は「自然観光資源として活用する」ための取り組みも必要とされていると考えられます。

(3) 推進の基本的な方針

当町では、平成 30 年（2018 年）1 月に軽井沢町エコツーリズム推進協議会（以下、「協議会」）を立ち上げ、取り組みを進めてきました。

エコツーリズムの推進にあたっては、「第 5 次軽井沢町長期振興計画」における基本理念「自然と文化が奏でる軽井沢」を基本的なビジョンとして踏まえつつ、同計画で掲げられている 5 つの課題（6 ページ）のうち、特に以下の 3 点に依っていくことを基本方針とします。

■軽井沢のさわやかな環境を守り、また楽しさを享受し、人と自然がいかに共生していくか

■保養地としての活力を生む新たな産業システムをどのように創りあげるか

■ホスピタリティを持った受け入れと、住民の生活環境のバランスをいかに図るか

2) 推進する地域

(1) 推進地域の範囲及び設定に当たっての考え方

当町の全域にわたって豊かな森林等、様々な自然観光資源が存在しているため、当町の全域を対象とすることが適切と考えられます。

※軽井沢町全図 5（次頁のとおり）

軽井沢町全図

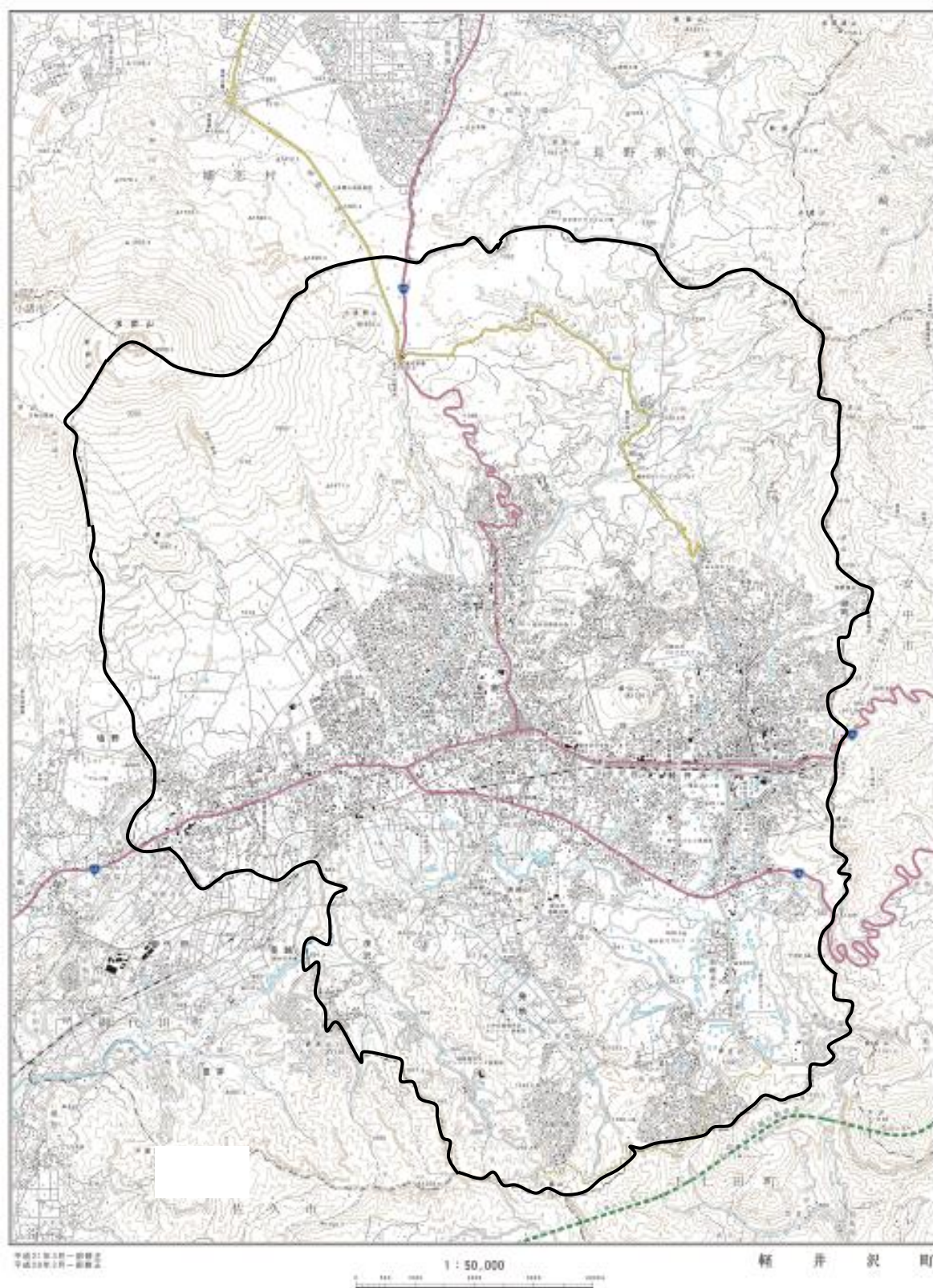


図 5. 軽井沢町全図

(2) 推進地域のゾーニングの考え方

推進地域におけるゾーニングは行いません。しかしながら将来的にゾーニングを行ったほうがエコツーリズムの推進により効果があると判断された場合には、本構想の点検時をめぐりゾーニングについて検討します。

2. 対象となる自然観光資源等

エコツーリズムにおいて活用可能な自然観光資源には、自然そのものとそれに密接に関わる歴史や文化資源も含まれます。当町には自然観光資源が数多く存在し、それらの資源をリストアップし公表することは地域住民や観光旅行者にその価値を認識していただくことにつながることから、エコツーリズム推進の大きな意義の一つといえます。このような視点も踏まえ、当町の主な自然観光資源を以下のとおり区分します。

大区分	区分
動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの	動植物 動植物の生息地・生育地 地形・地質 陸水 自然現象 景観
自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	生活空間・風景 伝統産業

各自然観光資源に関する情報（周辺環境の特性、野生動植物の生息・生育場所、利用の概況等）については、今後も情報の収集を進め、随時追加等の修正を行います。なお、当町には希少な野生動植物等も少なからず生息・生育していますが、それらの種に関する情報を掲載することは密猟や盗掘につながる恐れもあり、エコツーリズムの理念に反する事態を発生させかねません。そのため本構想には希少種に関する情報は、適切な保全と管理が行われていない限り原則として記載しません。

1) 軽井沢エコツアーリズムの自然観光資源

(1) 動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの

区分	動植物
細区分	哺乳類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ニホンカモシカ、アナグマ、イタチ、テン、タヌキ、キツネ、ムササビ、ノウサギ、ヤマネ、イエコウモリ、キクガシラコウモリ等、様々な哺乳類が生息しています。なお、町獣はニホンリスです。 町内を東西に走る国道 18 号線の北側は国指定浅間鳥獣保護区や上信越高原国立公園に指定されています。 なお、ツキノワグマ、ニホンザル、ニホンジカ、イノシシについては保護管理対策が行われています。また外来生物であるアライグマなどに対する駆除も行われています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	ツアーにおける利用にあたっては、生息環境や生態への悪影響を及ぼさないよう注意が必要です。 ツキノワグマの保護管理については、世界にも類をみない規模での取り組みでもあり、世界に向けたアピールも検討に値するものと考えられます。

区分	動植物
細区分	鳥類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	アオゲラ、アカゲラ、アカハラ、オオルリ、コルリ、カケス、キビタキ、シジュウカラ、コガラ、ヒガラ、ミソサザイ、カッコウ、ホトトギス、オオジシギ、ノビタキ等、様々な鳥類が生息しています。なお、町鳥はアカハラです。 また、前述のように町の北側の地域は国指定浅間鳥獣保護区や上信越高原国立公園に指定されています。 さらに、当町は「日本三大野鳥生息地」の一つと呼ばれることもあり、我が国に4つしかない国設の野鳥の森（国設軽井沢野鳥の森）も指定されています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	ツアーにおける利用にあたっては、生息環境や生態への悪影響を及ぼさないよう注意が必要です。 当町は、その歴史から見ても我が国における野鳥保護運動の原点であるとも言え、国内外に向けたアピールも必要と考えられます。なお、国設軽井沢野鳥の森ではほぼ毎日ガイドツアーが開催されています。

区分	動植物
細区分	昆虫類
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	カブトムシ等のコガネムシ科、ミヤマクワガタ等のクワガタムシ科、ゴマダラカミキリ等のカミキリムシ科、ゲンジボタル、ヘイケボタル等のホタル科、ウスバシロチョウ等のチョウ類やガ類、オニヤンマ等のトンボ類等、様々な昆虫類が生息しています。 なお、アサマモンキチョウ、ベニヒカゲ、ミヤマシロチョウについては県指定の天然記念物に指定されています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	ツアーにおける利用にあたっては、生息環境や生態への悪影響を及ぼさないよう注意が必要です。特に貴重な種については、密猟被害を受けないようツアーでの利用や情報発信を制限する等の対策が必要です。

区分	動植物
細区分	その他の生物（魚類、は虫類、両生類等）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	イワナ、ヤマメ、カジカ、アブラハヤ、ヤマカガシ、アオダイショウ、シュレーゲルアオガエル、ヤマアカガエル、等の様々な魚類、は虫類、両生類が生息しています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	ツアーにおける利用にあたっては、生息環境や生態への悪影響を及ぼさないよう注意が必要です。

区分	動植物
細区分	植物
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	海拔約 900m の高原地帯から標高 2,568m の浅間山に至る間には 1,000 種を超える高等植物が自生しています。極相はブナ・ミズナラ帯の落葉広葉樹林ですが、天然や人工のカラマツ林、ハルニレ林、また南軽井沢の草原植生も特徴的です。 その他の特徴としては天明 3 年（1783 年）の天明の大噴火や薪炭材の採取などの人為的な影響により 200 年を超える老木はほとんど見当たらないことや噴火後の回復過程が見られることです。 また歴史的には、噴火や人為的影響で昭和の初めまではほぼ全域に草原が広がっていたこと、かつては大規模な湿原も存在したことも特徴としてあげられます。 特徴的な種としては、ヤエガワカンバ、アオナシ、トネリコ、オニヒョウタンボク、ハナヒョウタンボク、ウスゲクロモジ、サナギイチゴ、アサマキスゲなどがあげられます。 なお、町木はコブシ、町花はサクラソウです。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	ツアーにおける利用にあたっては、生息環境や生態への悪影響を及ぼさないよう注意が必要です。特に希少種については、盗掘被害を受けないようツアーでの利用や情報発信を制限する等の対策が必要です。

区分	動植物
細区分	樹木・樹林（県指定天然記念物）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	県によって天然記念物に指定されているものは以下のとおりです。 ・長倉のハナヒョウタンボク群落 ハナヒョウタンボクは数十万年前に発生した種と考えられています。 ・峠のシナノキ 推定樹齢 850 年とされています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	私有地等、公に開放されていない場所にあるものをツアー等で利用する場合は、事前に所有者・管理者等の承諾を得ることが必要です。また、樹木の生育に悪影響を与えないよう配慮が必要です。

区分	動植物
細区分	樹木・樹林（町指定天然記念物）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	町によって天然記念物に指定されているものは以下のとおりです。 ・諏訪神社社叢（しゃそう） 軽井沢では珍しい巨樹が見られます。ケトチノキ、ケヤキ、ミズナラなどが生育しています。 ・長倉神社社叢 80 種以上の木本類が茂っており、アズサ、ブナの巨木も見られます。 ・遠近宮（おちこちぐう）社叢 シナノキの巨樹が 20 本以上あり、最大のもので幹囲 2.6m、樹高 21m あります。60 種以上の木本類が自生しています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	いずれも神社の社叢であり、ツアー等で利用する場合は、事前に管理者の承諾を得ることが必要です。また、樹木の生育に悪影響を与えないよう配慮が必要です。

区分	動植物の生息地・生育地
細区分	草原環境
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	浅間山の噴火の影響及び稗（まぐさ）や薪炭材の採取のため、昭和の初期までは離山をはじめ軽井沢の多くの地域が草原でした。現在では町域の多くが森林に覆われていますが、南軽井沢には当時の面影を残す草原が残されており、草原性の様々な野生動植物が見られます。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	草原性の鳥類や植物の観察などの他、平坦で眺望もよいことから、サイクリングなどの利用もされており、標識も整備されています。一帯は耕作地また休耕地となっている地域が多く土地の立入りに関しては所有者の承諾等が必要です。

区分	地形・地質
細区分	山岳
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	日本有数の活火山である浅間山をはじめ、特徴的な山岳は以下のとおりです。 ・浅間山（標高 2,568m） 天明 3 年（1783 年）の天明の大噴火でよく知られていますが、近年も度々噴火を繰り返している活火山です。最近では、令和元年（2019 年）8 月に小規模な噴火が発生しています。 ・小浅間山（標高 1,655m） 浅間山に隣接する溶岩円頂丘（溶岩ドーム）です。すり鉢を伏せたような形をしています。 ・離山（標高 1,256m） 小浅間山と同じく溶岩ドームです。全体としては、途中に段状の扁平な尾根が見られる二段型の特徴的な形状をしています。この形が昔の兜に似ていたことから甲山（かぶとやま）とも呼ばれます。また、テーブルマウンテンと呼ばれることもあります。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	・浅間山 小諸市方面からの登山が可能です。噴火警戒レベルにより利用は規制されます。最も警戒レベルが低い

	レベル 1 の状態であっても火口から 500m 以内に立ち入ることはできません。また、軽井沢町の峰の茶屋の登山口から山頂まで行くルートは利用できません（小浅間山までは可能）。活火山であることに常に留意した利用が必要です。 ・小浅間山 峰の茶屋の登山口から山頂までは比高 200m 程度であり徒歩 1 時間程度で到着します、浅間山や群馬県方面や軽井沢方面の眺望が素晴らしいことから利用者が多く訪れています。 浅間山の山頂から 4 km 以内にあることから、浅間山の噴火警戒レベルが 3 になると登山が規制されます。 ・離山 比高は 300m で複数の登山ルートがあります。山頂からは軽井沢を見渡すことができます。登山口に駐車場がないため、雲場池の駐車場などを利用する必要があります。
--	--

区分	地形・地質
細区分	地質
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	当町全域の 80%以上は浅間山からの噴出物で覆われており、軽石の堆積に見られるように火山の影響を強く受けた地質となっています。特に地表の表面に近い部分は天明 3 年（1783 年）の天明の大噴火の影響を、さらにその下部は天仁の大噴火（1108 年）の影響を受けています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	地質及び地層の構造から浅間山火山の形成や地域の成り立ちを理解することができます。

区分	地形・地質
細区分	地質
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・愛宕山のオルガンロック 旧軽井沢に位置する愛宕山は昔から信仰の山であり、山頂直下に愛宕神社が祀られています。この社の裏手から西に広がる奇岩が高さ 10m ほど幅 20m ほどの

	玄武岩の柱状節理です。地元の人々によってオルガンロックと呼ばれるようになりました。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	個人所有地であり、利用にあたっては事前の承諾等が必要です。

区分	地形・地質
細区分	甕穴（おうけつ）
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	町内を流れる湯川の油井～杉瓜地区の河川敷では川岸の岩盤の窪みなどが小石などにより穿（うが）たれた甕穴が存在しています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	町により名勝に指定されていますが、見学用の施設等は特に整備されていません。

区分	陸水
細区分	滝
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	以下のような滝が存在します。 ・白糸の滝 高さは3mほどですが、幅70mにわたって数百条の水が流れ落ちる美しい滝です。水は地下水で土壌と岩盤の間から流れ出ています。軽井沢有数の観光地の一つであり、周辺には駐車場、土産物屋などがあります。 ・千ヶ滝 高さ20m程度の滝です。駐車場から約1.5kmの遊歩道が溪流沿いに整備されています。 ・竜返しの滝 数段からなる滝で形成されており、かつては「すずが滝」と呼ばれていました。明治中頃に竜のように大きな大蛇が滝の上流の流れを朽木をたよりに渡ろうとしたところ、朽木が折れ大蛇は流されてしまったため、「竜返しの滝」と呼ばれるようになりました。 ・赤滝（血の滝） 石尊山（せきそんさん）中腹にあり、血の池と呼ばれる池に源を発する濁川（にごりがわ）として流れ行くうちに含まれた鉄分が酸化することによって水が

	赤褐色に変化します。高さ 9 m ほどの滝です。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	・ 白糸の滝 自家用車または路線バスで行くことができ、大型バスも止められる駐車場からは徒歩 5 分程度です。 ・ 千ヶ滝 大型バスも止められる駐車場から徒歩で 30～40 分程度です。 ・ 竜返しの滝 マイクロバス程度が止められる駐車場から 15 分程度です。 ・ 赤滝（血の滝） 登山道から 2 時間程度の登山となります。 千ヶ滝など一部の滝ではガイドによるツアーなどが行われています。

区分	陸水
細区分	湧水
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	町内には多くの湧水箇所がありますが、以下のものが有名です。 ・ 御膳水（お水端（おみずばた）） ホテルの敷地内にある小さな溪谷に湧き出る湧水です。下流の雲場池の水源です。水質がよく湧水量も多く、地元では「お水端」と呼ばれ親しまれてきました。諸大名や宮家などの御膳に用いられたことから「御膳水」と名付けられたと言います。明治天皇が軽井沢宿にて昼食をとられた時も、この湧水が使用されています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	ホテル敷地内にありますが、遊歩道を通り自由に散策できます。
区分	陸水
細区分	河川
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・ 湯川 市街地を流れる一級河川で、フライフィッシングなどの釣りをはじめとした川遊びに利用されています。
利用の概況及び利用	・ 湯川

にあたって配慮すべき事項	芝生広場やドッグランなどがある湯川ふるさと公園をはじめとして、川沿いの各所に水とふれあえるポイントがあります。
--------------	---

区分	陸水
細区分	温泉
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	泉源が数箇所掘削されていますが、現時点で温泉として利用されているのは8箇所（小瀬・千ヶ滝・星野・塩壺・中軽・塩沢・発地・矢ヶ崎）です。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	年間を通じて多くの人々に利用されています。

区分	自然現象
細区分	霧
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	当町の気候の特徴として霧があげられます。近隣の市町村と比べた場合、発生が多い夏期では4～5倍の頻度です。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	小浅間山など標高の高い地点からは雲海を眺められる場合があります。

区分	景観
細区分	眺望
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	前述の小浅間山、離山その他、見晴台などからの眺望が素晴らしいことで知られています。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	小浅間山、離山は手軽な登山ですが、雨具など基本的な準備は必要です。見晴台は車でも行くことができます。なお、かつては万山望も眺望の良さで知られていましたが、現在木々の成長により眺望が阻害されており、また対策が望まれます。

(2) 自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの

区分	生活空間・風景
細区分	水との関わり
主な自然観光資源及びそれを取り巻く特性	・御影（みかげ）用水 江戸時代に小諸市の御影新田のために開削された用水路で全長約 28km の千ヶ滝用水（上堰・うわせぎ）と全長 36km の湯川用水（下堰・したせぎ）からなっていますが、昭和に入ってから大部分が改修されています。 ・雲場池 前述の御膳水を水源とする雲場川を堰き止めて造られた池で、軽井沢らしい風景の一つとしてよく知られています。穏やかな水面に新緑、紅葉が映り込んだ美しい景色を楽しませてくれます。「スワンレイク」とも呼ばれています。 ・塩沢湖 総合レジャー施設の中に位置する地元住民によって造成された人造湖です。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	・御影用水 千ヶ滝に向かう車道の入口部に池と取水口があり、取水の様子を見ることができます。 ・雲場池 池の周りに 10～20 分で巡ることができる遊歩道が整備されています。 ・塩沢湖 ボートなどの利用に加え、湖の周辺には文学館・美術館などの文化施設やバラ園などが整備されています。

区分	伝統産業
細区分	伝統産業
主な自然観光資源及	・軽井沢彫 明治 21 年（1888 年）の英国聖公会宣教師アレキサンダー・クロフト・ショーの別荘建築以来、外国人の

びそれを取り巻く特性	別荘が増えるにつれて、洋式家具や調度品に対する需要が増加したことから、栃木県の日光彫の職人 2 人が始めた工芸品です。 外国人の好みにも合う桜を主要な題材とし、平成 12 年（2000 年）には「長野県伝統工芸品」に指定されました。
利用の概況及び利用にあたって配慮すべき事項	それぞれの伝統を受け継いだ職人により生産が続けられており、店頭等で購入することもできます。ツアーで訪れる際には、事前に承諾を得る等の配慮が必要です。

2) その他の観光資源の名称と所在地等

名称・所在地	特性や利用の概況等
軽井沢植物園 (南軽井沢)	軽井沢高原一帯に自生する植物を中心に約1,600種の樹木や草本が集められています。近隣には、かつて町内各所で見られたアサマキスゲ、サクラソウ、ノハナショウブ、ヤマラッキョウなど多数の草花が生育する草原が残されています。
三笠通りのカラマツ並木 (旧軽井沢)	旧軽井沢ロータリーを左に入った三笠通りにあります。上下車線の中央がカラマツ並木になっています。西側の道は大正4年(1915年)から昭和35年(1960年)まで営業していた「草軽電鉄」の鉄道敷跡です。
旧三笠ホテル (旧軽井沢)	我が国に現存する唯一の木造純西洋式ホテルで、設計から施工まですべて明治時代の日本人の手で造られています。現在は見学のみ可能で宿泊はできません。国指定の重要文化財です。
各種建築物 (町内各所)	外国人から避暑地として注目された当町では他地域では見られない独特の別荘建築等が築かれてきました。主なものは以下のとおりです。 ・ショーハウス記念館(復元) ・八田別荘 ・水車の道の三軒別荘 ・日本聖公会軽井沢ショー記念礼拝堂 ・ユニオンチャーチ ・万平ホテル ・旧三笠ホテル(再掲) ・日本女子大学「三泉寮」 ・(旧)軽井沢駅舎記念館 ・明治四十四年館(旧軽井沢郵便局舎) ・雨宮敬次郎邸 ・清響館「油屋」 ・日本キリスト教団軽井沢教会 ・有島武郎別荘(浄月庵) ・軽井沢集会堂 ・旧近衛文麿別荘(市村記念館) ・堀辰雄山荘(旧スミス別荘) ・旧ライシャワー家別荘

	・軽井沢会テニスコート・クラブハウス ・旧朝吹山荘（睡鳩荘） ・室生犀星記念館（旧室生犀星別荘） ・ペイネ美術館（旧A・レーモンド夏の家） ・聖パウロ・カトリック軽井沢教会 ・三五荘（南ヶ丘美術館資料館） ・旧鈴木歯科診療所（片岡山荘） ・軽井沢新スタジオ（旧A・レーモンド別荘） ・旧軽井沢ハウス（旧松方家別荘） ・旧加藤家別荘 ・亜武巢山荘 ・旧スイス公使館（深山荘）
博物館・美術館等 （町内各所）	様々な博物館や美術館などがあり、主なものは以下のとおりです。 ・歴史民俗資料館 ・旧近衛文麿別荘（市村記念館）（再掲） ・追分宿郷土館 ・堀辰雄文学記念館 ・室生犀星記念館（旧室生犀星別荘）（再掲） ・（旧）軽井沢駅舎記念館（再掲） ・軽井沢オリンピック記念館 ・ショーハウス記念館 ・軽井沢高原文庫 ・エルツおもちゃ博物館・軽井沢 ・中山道69次資料館 ・セゾン現代美術館 ・田崎美術館 ・ペイネ美術館 ・軽井沢型絵染美術館 ・軽井沢絵本の森美術館 ・脇田美術館 ・ル ヴァン美術館 ・軽井沢千住博美術館 ・深沢紅子野の花美術館 ・小さな美術館軽井沢草花館 ・三五荘（南が丘美術館資料館）（再掲）

	・ 軽井沢大賀ホール
文学碑等 (町内各所)	数多くの文人等も訪れていることから、各所に文学碑等が建立されています。主なものは以下のとおりです。 ・ 万葉集歌碑 ・ 一つ家の歌碑 ・ 芭蕉句碑 ・ タゴール記念像 ・ 与謝野寛・晶子夫妻歌碑 ・ 有島武郎終焉地碑 ・ 正宗白鳥詩碑 ・ 室生犀星文学碑 ・ 北原白秋詩碑 ・ 中西悟堂歌碑 ・ 中村草田男句碑
特筆すべき食材等 (町内各所)	別荘で暮らす外国人たちにとって不可欠であったパン等の食材が現在では軽井沢名物になっています。 ・ パン 最も古いパン屋は明治時代の創業ですが、老舗ホテルでは開業と同時にパンが焼かれていました。現在でも多くのパン屋が営まれています。 ・ ジャム 軽井沢ではパンよりもさらに以前から作られていました。現在5つの企業が生産しており、製造過程を見学できる工場もあります。 ・ ハム、ソーセージ 外国直伝の商品を売る店や手作り体験のできる店もあります。

3. エコツーリズム実施の方法

1) ルール

エコツーリズムを継続的に推進していくうえでは、エコツーリズムの理念や仕組みについて着実に普及・発展させていく必要があるとともに、ツアーに参加する観光旅行者（以下「参加者」という。）の安全確保、自然観光資源の保全、地域住民の生活環境の保全等が確実になされることが必要です。また、知識の取得や理解にとどまらず、人間と環境との関わりを踏まえて自ら責任ある行動を起こすことのできる人材の育成につなげていくため、実施されるガイダンス・プログラムは、自然の奥深さ、大切さに気付く場となるようにする必要があります。

様々な関係者が共通の方向性を持ったうえで取り組みを進めていくため、本構想ではエコツーリズムの全般的な推進のためのルール（地域の自主的な取り組み）として、「エコツーリズムの仕組みを確立していくためのルール」と「ツアーを行う上でのルール」の2つを大きな柱として定めます。

軽井沢エコツーリズム推進協議会（以下「協議会」という。）、ツアーを実施するガイドや団体等（以下「ツアー実施者」という。）、その他エコツーリズムを含む観光に関わる様々な人々（以下「観光関係者」という。）、参加者等の様々な関係者がこのルール及び関係法令を遵守しつつエコツーリズムの推進に取り組めます。

(1) ルールによって保護・維持・向上する対象

a. エコツーリズムの仕組みを確立していくためのルール

- ア. 多様な関係者による話し合い（協議会）の効果的な活用
- イ. 情報発信
- ウ. 多様な主体の連携の推進
- エ. 地域産業の活用・振興
- オ. 広域的な連携の推進
- カ. 子どもたちへの教育の推進

b. ツアーを行う上でのルール

- ア. 参加者の安全確保
- イ. 自然環境や自然観光資源の保全
- ウ. 地域住民・土地所有者への配慮
- エ. 史跡等の保全
- オ. その他環境全般の保全
- カ. ツアーの質

(2) ルール内容及び設定理由

a. エコツーリズムの仕組みを確立していくためのルール

ア. 関係者による話し合い（協議会）の効果的な活用

協議会はエコツーリズムの取り組みを進めるため、関係者による定期的な情報共有と話し合いの場を設定します。開催にあたっては、できるだけ事前に参加者から共有すべき情報、課題や提案等を収集します。

【設定理由】

当町のエコツーリズムを推進するためには、多様な関係者間における情報共有を積極的に行うことはもちろん、エコツーリズム推進のための様々な課題の提起や取り組みに関する提案を議論できる場が重要であるため設定します。

イ. 情報発信

協議会は、より多くの地域の理解と協力が得られるように、エコツーリズムの取り組み状況や得られた効果について、町内外に向けて積極的に発信します。また必要に応じて、協議会主催による研修や勉強会等も開催します。

【設定理由】

エコツーリズムの発展のためには地域からより多くの地域の理解と協力を得る必要があるため設定します。

協議会、ツアー実施者及び関係者は、それぞれが「軽井沢町の情報発信者」であることを意識し、現地での解説やインターネット等を活用した手段によって当町ならではの魅力を積極的に発信するよう努めます。

【設定理由】

協議会、ツアー実施者及び関係者はそれぞれの立場ならではの当町の魅力を把握しており、またそれぞれに異なる様々な人々と関わりをもっています。それぞれが情報発信機関となり、多様な手段を用いて発信していくことで、より多くのお客様にお越しいただくことが可能となるため設定します。

ウ. 多様な主体の連携の推進

協議会では、必要に応じて様々な立場の人々や組織の意見や提案を聞く場を設定します。

【設定理由】

エコツーリズムは様々な分野と関わりをもつ取り組みであるため、必要に応じて様々な立場や組織の人々の意見・提案を聞くことが推進のためより効果的であるため設定します。

エ. 地域産業の活用・振興

ツアー実施者、協議会をはじめとする関係者は、ツアー等において当町ならではの地元産品を積極的に活用するだけでなく、その良さや特徴をお客様に積極的にアピールすることで地域の振興に貢献するよう努めます。

【設定理由】

地域ならではの産品、食材、サービス等を提供することにより、参加者の満足度をより高めることができ、かつ地域産業の振興にもつながるため設定します。

オ. 広域的な連携の推進

協議会、町、観光協会等の関係者は連携して、より広域的な取り組みを進めるよう努めます。

【設定理由】

参加者は市町村単位を超えてより広域的なレベルで観光・周遊を検討することが多いと考えられます。これを踏まえて、関係者が広域的に連携することでより多くの幅広いアピールが可能となるため設定します。

特に海外からの観光客は、一回の旅行における訪問地が国内全域に渡ることも多いことから遠隔地との連携についても積極的に取り組みます。

カ. 子どもたちへの教育の推進

協議会をはじめとする関係者は、地元の子どもたちを対象として、子ども目線も含めた地域の良さ、地域ならではの楽しみ方、資源保全の必要性等を探し出し、伝える取り組みを積極的に推進します。

【設定理由】

次世代を担う子どもたちが地域の良さや楽しみ方、資源を守ることの大切さを意識することは将来的な定住やUターン等による地域基盤の強化、地域の活性化となり、ひいてはエコツーリズムの推進にもつながると考えられるため設定します。

b. ツアーを行う上でのルール

ア. 参加者の安全確保

ツアー実施者は、ツアー時には必ず救急救命用品や飲料水等を準備し携行します。

【設定理由】

けが等の応急措置はもちろん、虫さされや軽い体調不良も含めて対応できるよう準備することで参加者の安全や快適性が確保できるため設定します。

ツアー実施者は、ツアーの開始前に必ず下見や天気予報等の確認を行い、予想される危険性について判断し、必要に応じてツアー内容の変更や中止も行います。

【設定理由】

ツアーを安全に実施するため設定します。悪天候等による危険が予想される場合は無理にツアーを実施せず、内容の変更や必要ならば開催を中止します。なお、台風、地震等の災害が発生した場合も、安全性に十分留意した上で事前に現地の確認を行います。

ツアー実施者は、自分自身はもちろん同僚等も含めて健康状態に注意します。特にインフルエンザやノロウイルス等の感染性の病気になった場合には、当該スタッフはツアーを行いません。

【設定理由】

特にインフルエンザやノロウイルス等の感染拡大を防ぐために設定します。万一、参加者に感染した場合、参加者の健康を害することはもちろんですが、感染が参加者のみにとどまらず、宿泊施設や地域の広範囲に感染を広げる可能性もあるため十分な注意が必要です。

ツアーにおいて飲食物を提供する場合は、食中毒の予防等に十分注意します。

【設定理由】

食中毒の発生は、上記のインフルエンザ等と同様に参加者の健康を害することはもちろん、状況によっては宿泊施設等に対しても深刻な影響を与えかねないため設定します。飲食物を提供する場合には、関係法令や適切な衛生管理手法（HACCP, Hazard Analysis and Critical Point, ハサップまたはハセップ）に基づいた提供をするよう十分注意をします。

ツアー実施者は、定期的に救命救急講習等の講習を受講します。

【設定理由】

万一、事故が発生した場合に対して適切な処置を行えるように設定します。なお、医学の進歩により講習の内容はしばしば変化するため、毎年受講することが望ましいと考えられます。

ツアー実施者は、必ず傷害保険及び賠償責任保険の両方に加入するとともに、参加者に対して補償内容を説明します。

【設定理由】

万一、事故が発生してしまった場合に、可能な限り参加者のケアを行うためにも保険への加入は必須であるため設定します。

保険には以下の2種類があります。

- ・傷害保険

参加者が急激かつ偶然な外来の事故による怪我や死亡の場合に適用されます。

- ・賠償責任保険

ツアー実施者の管理不備等の過失があった場合に適用されます。

それぞれの保険は対象となる範囲が異なるために、例えばツアー実施者の過失による事故は傷害保険では対象となりません。そのため、ツアー実施者は両方の保険に加入することが不可欠です。

ツアー実施者は、参加者募集時や申し込みの受付時に、ツアーの難易度、必要な安全対策について必ず説明します。また特に確認が必要な点についてはツアーの開始時においても説明・確認等を行います。

【設定理由】

参加者によってはツアーの難易度を理解しないまま参加する場合があります、ツアー内容に対して参加者の経験レベルや服装・装備等が適切でない場合があります。そのような事態の防止のため適切な事前説明を行います。またツアー当日にも必要な注意事項の説明や服装、持ち物等の確認は必ず行い、必要ならば販売・貸出等により対応します。

ツアー実施者は、必ず安全確保・事故防止等のためのチェックリストやマニュアル等を準備し共有します。

【設定理由】

安全確保・事故防止は経験に頼るだけでなく、チェックリスト等による漏れのない適切な確認が必要であるため設定します。なお、安全確保・事故防止のためのチェックリストやマニュアル等としては以下のものが想定されます。

- ・ツアーの安全管理マニュアル

- ・ツアーにおける備品等のチェックリスト

(備品の例) 応急手当セット、熊よけの鈴、飲料水、シート等

- ・緊急時の連絡フロー

(平日・休日の担当医等、警察、消防等の連絡先リストを含む)

ツアー実施者は、安全確保の観点からツアーの内容、難易度に応じた適切な定員を設定します。

【設定理由】

ツアーの内容・難易度等により、ツアー実施者が安全を確保できる参加者の人数は変動するため設定します。なお、想定外の事態にもできる限り対応できるよう、定員は余裕をもった値に設定することとします。

イ. 自然環境や自然観光資源の保全

ツアー実施者は、野生動植物の生息・生育環境に対する悪影響がでないようツアーの定員を設定します。

【設定理由】

特に未舗装の遊歩道を利用するツアー等では、踏み出しによる歩道の荒廃や植物の踏みつけ等が発生する場合があります。そのような事態を防止するため設定します。

ツアー実施者は、野生動植物の観察等において本来の生態や環境にできるだけ影響を与えないよう配慮します。

【設定理由】

それぞれの動植物にはそれぞれの生態的な特徴があります。例えば、夜行性動物に明るいライトを当てる、水中の生物を水の外で長時間観察する、といった観察方法は、対象の動植物の生命や行動に大きな影響を及ぼす可能性も考えられるため設定します。

協議会をはじめとする全ての関係者は、希少な動植物の生息・生育場所に関する情報を公開しないよう注意します。特に、希少種に対して特段の配慮をします。

【設定理由】

希少な動植物等は時に密猟や盗掘の対象になり、その結果として地域の資源を大きく損なうことにつながるため設定します。

ウ. 地域住民・土地所有者への配慮

ツアー実施者は、遊歩道等の公に開放されている場所以外の土地を利用する場合には、必ず事前に土地所有者を確認し了承を得てから利用します。

【設定理由】

公私を問わず、開放されていない土地への無断立ち入りを防止するため設定します。

エ. 史跡等の保全

ツアー実施者は、重要な史跡等を訪れる場合、参加者が不注意または故意に

より傷をつけたり落書きをしたりしないよう事前に注意します。

【設定理由】

史跡等の資源を守るため設定します。

オ. その他環境全般の保全

ツアー実施者は、ツアー中に発生したゴミはツアー実施者または参加者が必ず持ち帰り、ツアー実施者または参加者において適切に処分します。

【設定理由】

環境を保全し、ゴミ持ち帰りの意識を高めるため設定します。

ツアー実施者は、ツアー企画時に、利用可能なトイレの位置や数等を確認するとともに、ツアー開催前には参加者にトイレの利用を促します。また必要に応じて携帯トイレの準備、または参加者による携帯を依頼します。

【設定理由】

屋外に放置された排泄物は衛生問題や環境汚染、野生動植物等への影響を引き起こすことあるため、その予防のために設定します。

カ. ツアーの質

ツアー実施者は、協議会等が実施する講習会等に参加し、ガイド技術の研鑽に努めます。

【設定理由】

講習会等を積極的に受講することでガイド技術の向上を図り、ツアーの質を高めるために設定します。

ツアー実施者は、アンケート等により参加者の感想の把握に努め、より質の高いツアーを目指して改善を続けます。

【設定理由】

参加者の率直な感想を把握し改善を図ることで、より質の高い魅力的なツアーを提供していくために設定します。

協議会は、海外からの旅行者に対応するため、ツアー実施者による通訳案内

士の情報提供の支援等について検討します。

【設定理由】

報酬を得て、通訳案内（外国人に付き添い、外国語を用いて、旅行に関する案内をすることをいう。）を行うことを業とする場合には、全国通訳案内士及び地域限定通訳案内士の取得が重要であるため、協議会ではツアー実施者に対する情報提供等の支援策について検討します。

(3) ルールを適用する区域

エコツーリズムを推進する地域全域（＝町全域）に適用します。

(4) ルールの運用に当たっての実効性確保の方法

ツアー実施者が行うツアーや観光関係者の取り組みがルールに適合するよう次の方法で実効性を確保します。

a. チェックリストの作成と定期的なチェック

ツアー実施者が自らチェックできるように、ルールの一覧表（チェックリスト）を作成します。ルールの見直し時には協議会においてチェックリストもあわせて見直します。

b. 参加者へのルールの説明と協力依頼

通常、参加者は本構想に記載されたルールを知らずに各種ツアーに参加すると予想されます。そのため、ツアー実施者は必要に応じて、ツアーの予約等の受付時またはツアー開始時に参加者に対して参加者が知っておくべきルールとその必要性を説明し、参加者の理解と協力が得られるようにします。

c. ルールの定期的な見直し

本構想の定期的な見直しに伴いルールも見直します。ただし、緊急に見直しが必要な場合には適宜ルールのみを見直しも検討します。さらに本構想に基づくルールのみでは実効性の確保が不十分な場合には、協議会において問題点と対策について整理し、本構想に基づく特定自然観光資源の指定や各種法令等による対策についても検討します。

2) ガイダンス及びプログラム

(1) 当町におけるツアー実施の基本的な考え方

当町には豊かな自然環境と自然観光資源が多く残されていることから、これらを保全しつつ地域の観光及び産業の振興、地域の振興を図ります。また、地域の関係者にとっては、エコツーリズムの一連の取り組みや観光旅行者などの参加者との関わりを通して、地域の宝としての自然観光資源の大切さを改めて認識することができ、地域の理解や環境問題への関心を深めます。さらに、取り組みの経過を住民に広報するとともに、小中学校における自然体験等での学校教育活動や社会教育活動との連携により、積極的な普及啓発を図ります。

(2) 主な案内（ガイドンス）及びプログラムの内容

一般的な案内（ガイドンス）の方法には専門のガイドが参加者に対して直接解説や体験を指導する方法とガイドや専門家の意見を踏まえて作られた解説板やパンフレット等を用いた間接的な方法があります。当町では特に前者による方法の推進に努めます。

■ 森林を活用したツアー

当町は、森林にも恵まれた地域であり、特に北側の群馬県境部に続く地域には豊かな森林が広がっています。森林が育む多種多様な動植物、また森林が生み出す美しい自然景観、水、空気等、森林の様々な恵みを利用したツアーを開発・実施します。

・トレッキング、ハイキング等

参加者の体力や技術に応じて様々なコースが利用可能です。国設軽井沢野鳥の森、信濃路自然歩道（中部北陸自然歩道）等においてはガイド（インタープリター）によるガイドツアー、トレッキング等、各種ツアーが行われています。

・森林浴・森林セラピー

東京からのアクセスが非常に良い当町では、日常で自然に触れることが少ない人々も森林浴や森林セラピーなどを楽しめます。

■ 生物を活用したツアー

当町は、特に北部に豊かな森林が広がっており、旧軽井沢地区のような観光地や別荘地なども含めて国指定浅間鳥獣保護区に指定されています。また、このような森林部を中心にツキノワグマやニホンカモシカ、ムササビなど様々な生物が生息していることから、それらの生物を観察するツアーの実施が可能です。

・バードウォッチング

国設軽井沢野鳥の森には年間を通じて約 80 種類の鳥類が生息しています。木々の葉が生い茂る夏期を除いてバードウォッチングが楽しめます。また、当町は、日本野鳥の会の創設者であり、「野鳥」という造語を創りだした中西悟堂とも深い関わりがあります。

・ムササビウォッチング

町内には数多くのムササビが生息しており、この滑空を観察するツアーも行われています。ムササビは日本固有種でありかつ世界最大級の大きさの「空飛ぶリス」の仲間であることから、海外旅行者からも注目されています。

■浅間山等の火山を活用したツアー

軽井沢町は、世界でも有数の活火山である浅間山の山麓に広がっていることから、浅間山や溶岩ドームである小浅間山などを巡るツアーの実施が考えられます。

・火山について学ぶツアー

町内には、現在も活発な活動が続ける浅間山、溶岩ドームである小浅間山や離山の他、町内全域に軽石が積もっており、崖部などではこれまでの火山活動の歴史などを確認することもできます。

(3) 実施される場所

ツアーで活用する自然観光資源やその他の資源は町内全域に存在しています。したがって各種ツアーは町内全域で行われます。

(4) プログラムの実施主体

当町では地域の住民または密接な関わりのある人々がガイドとなることを想定しています。

(5) プログラムの改善と情報交換による連携

当町におけるエコツーリズムは取り組みが始まってから 20 年以上経過していますが、観光客のニーズの変化や外国人旅行者の増加など時代の変化に対応

した改善が必要となってきました。参加者へのアンケートや協議会での情報交換を通じてツアーやエコツーリズムの取り組みの改善が必要となっています。

3) 自然観光資源のモニタリング及び評価

当町の各種自然観光資源を保全しつつ活用していくためには、継続的なモニタリングを行って状態を把握し、必要に応じて対策を施していくことが必要です。特に重要な点は「継続的な実施」と「変化の迅速な発見」だと考えられます。そのため当町でのモニタリングは以下の方法により実施することとします。

(1) モニタリングの対象と方法

当町におけるモニタリングの対象として以下の2つを設定します。

- ・自然観光資源の状態
- ・ツアー実施上の障害

それぞれの対象に対するモニタリングの方法は以下の表のとおりとします。

モニタリングの対象	方法
■自然観光資源（15～25 ページ）の状態 ・動植物の生息地または生育地その他の自然環境に係るもの ・自然環境と密接な関係を有する風俗習慣その他の伝統的な生活文化に係るもの	対象となる自然観光資源に関わる者（主にツアー実施者を想定）が変化等に気づいた場合に協議会へ報告する。 また、必要に応じて協議会におけるより専門的なモニタリング調査の実施も検討する。
■ツアー実施上の障害	ツアー実施者が、ツアー実施上の障害（例：土砂崩れ等の災害）を発見した場合、協議会に報告する。

エコツーリズム関係者の中で、モニタリングの対象となる自然観光資源に接する機会が最も多いのはツアー実施者であると考えられますが、ツアー実施者をはじめとする関係者は何か異変等に気づいた場合に、以下の様式にて協議会

に報告するものとします。

1. 日時
2. 報告者名（所属）
3. 対象・場所
4. 内容

なお、報告方法については電話、メール、FAX 等、報告者の利用しやすいものとし特に定めません。

（記載例 1）

日時	令和○年○月○日
報告者名（所属）	○○ △△（□□所属）
対象・場所	野鳥の森
内容	昨年まで開花が観察されていたサクラソウが盗掘されていた。（写真等添付）

（記載例 2）

日時	令和○年○月○日
報告者名（所属）	○○ △△（□□所属）
対象・場所	雲場池
内容	今冬は渡ってきた水鳥の数が例年になく少ない様子。

（記載例 3）

日時	令和○年○月○日
報告者名（所属）	○○ △△（□□所属）
対象・場所	信濃路自然歩道
内容	先日の台風により、風倒木多数（直径 10～50cm）。また歩道脇の侵食や一部崩壊も生じている。位置については、別紙のとおり。

（記載例 4）

日時	令和○年○月○日
報告者名（所属）	○○ △△（□□所属）
対象・場所	小浅間山

内容	登山道脇にてカモシカの死体を発見。特別天然記念物であるので、町の教育委員会にも別途報告済み。
----	--

(記載例 5)

日時	令和〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△(□□所属)
対象・場所	〇〇の展望台
内容	近年、展望台周囲で樹木が成長したため、展望台からの眺望を阻害しつつあり、利用者の期待に応えられていない。対策をお願いしたい。

(記載例 6)

日時	令和〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△(□□所属)
対象・場所	〇〇の公衆トイレ
内容	男性用トイレの手洗い場にて故障を確認。修理をお願いしたい。なお、応急措置として、手書きにて「故障中」の張り紙を掲示済み。

(記載例 7)

日時	令和〇年〇月〇日
報告者名(所属)	〇〇 △△(□□所属)
対象・場所	野鳥の森
内容	今年は例年になくルリソウが多く開花しており、多くの人の目を楽しませている。観光協会にも情報提供済み。

以上のように観光資源の異変やツアー実施上の障害が発生した場合に、協議会に情報を集約しつつ可能な限り関係者間で共有し、対策の推進と関係者の連携の強化に役立てます。

(2) モニタリングにあたっての各主体の役割

各主体の役割を以下のとおりとします。

主体	役割
ツアー実施者	・自然観光資源における変化やエコツアーリズム推進上の問題点等の報告
参加者	・必要に応じてモニタリング活動への参加、協力、支

	援
関係団体	・それぞれの見地からの情報提供・協力
有識者・専門家	・専門的見地からの報告内容の評価 ・対策等の提案 ・関係者からの相談への対応
協議会	・モニタリングに関する情報の収集・整理 ・評価・対策検討 ・有識者・専門家への評価依頼（必要に応じて） ・関係者への情報共有、協力依頼
行政	・モニタリング、対策等への支援、協力

(3) 評価の方法

評価の主体	・協議会の担当部会にて評価する。なお、さらなる専門知識・知見が必要とされる場合には、有識者・専門家に評価を依頼する。
評価ポイント	・自然観光資源等保全上の課題の有無 ・エコツアーによる影響の有無
評価の回数	・原則として年1回（協議会総会前）
評価結果の公表	・協議会総会にて公表

(4) 有識者や専門家の関与の方法

協議会において有識者・専門家の評価が必要と判断した場合に関与を依頼するものとします。協議会や関係者は有識者・専門家が必要とする情報を可能な限り提供します。

(5) モニタリング及び評価結果の反映方法

対策が必要な場合、その内容によって以下のように対応します。

ツアーの実施方法の改善により対処が可能な内容	・協議会よりツアー実施者に対して周知・依頼する。
関係者間の連携が必要な内容	・協議会の主導により、ツアー実施者等関係機関が集まる場を設けて話し合い・対策の検討を行う。
特定自然観光資源指定の検討が必要な内容	・既存制度や関係者間の連携では対処できない場合、協議会にて特定自然観光資源指定等を検討する。

4) その他

住民や関係者に幅広く情報を提供することでエコツーリズムに関する理解を深めることができ、協力も得られやすくなると考えられることから、問題や対策等について積極的な情報提供に努めます。

(1) 主な情報提供の方法

協議会が中心となり、主に以下の方法により情報提供に努めます。

対象	媒体	内容
町民	・軽井沢町役場ホームページ ・軽井沢町広報	・エコツーリズムの意義や効果、町の取り組み ・観光旅行者から見た当町の魅力・楽しみ方
旅行を検討中の将来の観光旅行者	・ホームページ、SNS等（長野県、軽井沢町、軽井沢観光協会、その他） ・マスメディア（テレビ、雑誌等）	・当町の魅力・楽しみ方 ・当町のエコツーリズムの取り組み ・ブログやSNSサイトの紹介
既に軽井沢町や周辺地域を訪問中の観光旅行者	・ポスターやリーフレット（主要観光施設、交通機関等）	・当町の魅力・楽しみ方 ・当町のエコツーリズムの取り組み ・ブログやSNSによる紹介の依頼
海外からの観光客	・ホームページ等（長野県、軽井沢町、軽井沢観光協会、その他）	・日本固有、また当町ならではの自然観光資源等の紹介。 ・海外利用者の利用が多い口コミサイト（Trip Advisor 等）の活用。

特にマスメディアで紹介されることは当町の認知度向上に大きく貢献するものと考えられるため、関係者で協力して当町ならではの魅力発信に取り組めます。

また当町を訪れる外国人観光客が急増していることから、その対応についても早急に検討を進めます。

(2) エコツーリズムに関わる人々の育成又は研鑽の方法

ツアー実施者は参加者の万全な安全確保を行いつつ、参加者の満足度を最大限に高める努力が常に必要とされます。また一方で当町のツアーの質と競争力を高めるためにはマーケティングや広報に関する知識等も必要になります。当面の間は協議会が中心となってガイドを始めとする関係者の育成・研鑽に努めます。

a. ガイド研修会

協議会がツアー実施者等と調整しながら、安全管理やガイド技術のスキルアップ、英語等の外国語習得等に関する研修会の実施を検討します。

b. その他

その他、企画、広報等の様々な技術の育成・研修については関係者間の調整を踏まえつつ実施していきます。

(3) 新規参入事業者への対応

エコツーリズムの推進に伴い新規の事業者が参入する場合には、地域全体でより効果的な取り組みとなるよう、協議会より本構想の内容について説明し本構想に沿った事業となるよう指導しつつ協議会や関係者との連携を勧めます。

(4) 関係団体との連携・広域的な取り組みの推進

前述のルール「多様な主体との連携の推進」及び「広域的な連携の推進」(30、31 ページ)にあるように各種関係団体との連携や広域的な連携を推進します。

4. 自然観光資源の保護及び育成

1) 特定自然観光資源の指定について

当町の自然観光資源は自然公園法や他の関係法令等によって現状でも保全が図られていると判断されますが、既存制度で保全が図られないと判断された場合には、本構想に基づく特定自然観光資源の指定について検討します。

2) 立ち入り制限による利用調整

エコツーリズム推進法においては、特定自然観光資源が多数の観光旅行者その他の者の活動により著しく損なわれるおそれがあると認められるときは、その特定自然観光資源が所在する区域への立ち入りについて制限することができます。しかしながら現時点で特定自然観光資源の指定を行わないため、立ち入り制限も行われません。

3) その他の自然観光資源

(1) 自然観光資源の保護及び育成の方法

関係者が本構想に記載されたルールを遵守し、モニタリングとその評価による対策や有識者・専門家等によるアドバイスの実施により保護及び育成を進めます。

(2) 自然観光資源に関する主な法令及び計画等

ア. 関係法令

以下の法令等との整合を図りながら、自然観光資源の保護及び育成を推進します。

名称	指定内容・対象物	内容	担当部局
自然公園法	・上信越高原国立公園	工作物の新改増築、木竹の伐採、植物の採取、鉱物や土石の採取禁止等	環境省
森林法	・保安林	立木の伐採、土地の形質の変更等の制限	長野県
国有財産法	・国有財産	国有林の使用	林野庁
国有林野の管理経営に関する法律	・国有林野	国有林の貸付	林野庁
鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化	・国指定浅間鳥獣保護区	鳥獣保護区の設定、鳥獣の捕獲の禁止等	環境省、長野県

に関する法律	・一般鳥獣		
絶滅のおそれのある 野生動植物の種の保 存に関する法律 長野県希少野生動植 物保護条例	・指定種	指定種の捕獲の禁止 等	環境省、長野 県
特定外来生物による 生態系等に係る被害 の防止に関する法律	・指定種	外来生物の飼育、栽 培、保管、運搬、野に 放つこと等の禁止	環境省
河川法	・河川	河川区域内の土地の 占用、工作物の新築 等、土地の掘削等、土 石等の採取、竹木の伐 採等を制限	国土交通省、 長野県
文化財保護法 長野県文化財保護条 例 軽井沢町文化財保護 条例	・天然記念物	現状の変更や保存に 影響をおよぼす行為 の制限	文化庁、長野 県教育委員会、軽井沢町 教育委員会
軽井沢町の自然保護 対策要綱	・自然保護対 策に関する 基準その他 必要な事項 の指定	自然、環境、文化財等 の保護対策	軽井沢町

イ．関連する計画や制度等

以下の計画等との整合を図りながら、自然観光資源の保護及び育成を推進します。

計画等名称	概要
第三次長野県環境基本計画	【基本テーマ】 「参加と連携で築く豊かな環境・持続可能な信州」 【長野県の将来像】 1. 参加と連携による環境保全 2. 地球温暖化対策・環境エネルギー政策の推進 3. 循環型社会の形成 4. 水・大気環境の保全 5. 自然環境の保全
第5次軽井沢町長期振興計画	【基本理念】 「自然と文化が奏でる軽井沢」 【基本方針】 1. 森と高原の快適環境 2. 交流を促す円滑交流 3. 災害に強い安全・安心のまち 4. 軽井沢ブランドを活かした交流のまち 5. 安心して暮らせる健康福祉のまち 6. 人を育てる教育・文化 7. 住民が主役の協働参画 8. 持続と自律の地域主権

4) 関連する取り組み

当町では、自然保全などに対する意識が高く、町によるツキノワグマやニホンザルの保護管理に加えて、アライグマ等の外来生物に対する対策、どんぐりの苗木を伐採跡地等に植樹する活動やサクラソウ、ホタル類の保全などの様々な活動が行われています。

5. 協議会の参加主体

協議会では、各主体が協力してエコツーリズムの推進に努めます。協議会の参加者は以下のとおりです。

1) 軽井沢町エコツーリズム推進協議会に参加する者の所属及び氏名、その役割分担

役職名	所 属 職	氏 名	備 考
会 長	軽井沢町長	藤 巻 進	
委 員	軽井沢観光協会長	土 屋 芳 春	職務代理
	軽井沢町商工会長	金 澤 明 美	
	軽井沢町区長会長	岩 井 袈裟次	
	軽井沢旅館組合長	鈴 木 健 夫	
	軽井沢ホテル協会長	鈴 木 健 夫	
	(株) ライジングフィールド 代表	森 和 成	
	(株) 白糸ハイランドウェイ 事業所長	中 谷 和 憲	
	軽井沢観光ガイドの会 代表	永 野 功	
	(株) ピッキオ 取締役	楠 部 真 也	
	東信森林管理署 管理担当	田 中 良 太	
	東海大学観光学部教授	田 中 伸 彦	
	軽井沢町観光経済課長	中 山 茂	
監査員	軽井沢町商工会長	金 澤 明 美	
	軽井沢町区長会長	岩 井 袈裟次	
オブザーバー	環境省上信越高原国立公園管理事務所 保護管理企画官	岸 秀 蔵	
	軽井沢観光協会事務局長	工 藤 朝 美	
	軽井沢町商工会事務局長	大 井 博 行	
事務局	観光経済課長補佐兼観光商工係長	岩 井 和 成	
	観光経済課観光商工係	浅 沼 貫 太	

(令和2年(2020年)10月現在)

6. その他エコツーリズムの推進に必要な事項

1) 地域振興

エコツーリズムが地域の振興により貢献するために、ツアー実施者はツアーにおいて使用する備品や提供する飲食物等については地元産のものを積極的に活用するよう努めます。またツアー参加者に対しても、地元産や地元資本の事業者が販売する商品等をその良さの解説とともに積極的に勧めるよう努めます。

2) 地域住民との連携

(1) 地域の生活や習わし、農林水産業、土地所有者等への配慮

エコツアーで活用する観光資源がある場所で暮らす人々もいます。協議会及びツアー実施者は、地域住民の視点にも立ち、地域の生活や習わしを尊重するとともに農林水産業の関係者や土地所有者に十分配慮します。特にツアー実施者は、公に開放されていない私有地等をツアーで利用する場合には、前もって土地所有者に承諾を得てから利用するものとします。

(2) 地域住民からの理解促進

協議会を始めとする関係者は、地域住民の理解を得られるように努力し、様々な意見に対しても真摯に耳を傾け、エコツーリズムがより地域に貢献できるよう努めます。また地域住民の方がエコツーリズムの意義を理解し、エコツアーに参加していただけるよう積極的に取り組みます。

3) 他の法令や計画等との関係及び整合性

エコツーリズムの実施・推進にあたっては、自然観光資源に関する主な法令等（46、47 ページ）の他、以下の法令等も遵守しつつ進めます。

(1) 関係法令（自然観光資源に関する主な法令以外のもの）

名称	内容	担当部局
旅行業法	旅行業を営む場合の登録	観光庁、長野県
道路交通法	道路を通行する場合の規制等	警察庁
道路運送法	旅客を自動車で運送する場合の許可制度 ※本構想を策定し、認定を受けた場合の 例外規定あり	国土交通省
医師法	医療行為に関する規制	厚生労働省
通訳案内士法	通訳案内士の名称独占に関する規制	観光庁
観光立国推進 基本法	観光立国推進基本計画の策定	観光庁

(2) 関連する計画や制度等

計画等名称	概要
観光立国推進基本計画	観光立国推進基本法に基づき策定。 【基本的な方針】 1. 国民経済の発展 2. 国際相互理解の増進 3. 国民生活の安定向上 4. 災害、事故等のリスクへの備え 【計画期間における基本的な目標】 1. 国内旅行消費額 令和2年（2020年）までに21兆円にする。 【平成27年実績：20.4兆円】 2. 訪日外国人旅行者数 令和2年（2020年）までに4,000万人にする。 【平成27年実績：1,974万人】 3. 訪日外国人旅行消費額 令和2年（2020年）までに8兆円にする。 【平成27年実績：3.5兆円】 4. 訪日外国人旅行者に占めるリピーター数 令和2年（2020年）までに2,400万人にする。 【平成27年実績：1,159万人】 5. 訪日外国人旅行者の地方部における延べ宿泊者数 令和2年（2020年）までに7,000万人泊にする。 【平成27年実績：2,514万人泊】 6. アジア主要国における国際会議の開催件数に占める割合 令和2年（2020年）までにアジア最大の開催国（3割以上）にする。 【平成27年実績：26.1%】 7. 日本人の海外旅行者数 令和2年（2020年）までに2,000万人にする。 【平成27年実績：1,621万人】

信州の観光 新時代を拓 く 長野県 観光戦略 2018	【戦略方針】 世界を魅了するしあわせ観光地域づくり 〔目指す姿〕 そこに暮らす人も訪れる人も「しあわせ」を感じられる世界水準の山岳高原リゾート 【施策の展開方向】 しあわせ観光地域づくりを実現する3つの戦略 1. 観光の担い手としての経営体づくり 2. 観光地域としての基盤づくり 3. 世界から観光客を呼び込むインバウンド戦略 【主要指標】 ・ 県内延べ宿泊者数 1,780万人：平成28年（2016年）→2,175万人：令和4年（2022年） ・ 外国人延べ宿泊者数 113万5千人：平成28年（2016年）→300万人：令和4年（2022年） ・ 観光消費額 7,320億円：平成28年（2016年）→8,100億円：令和4年（2022年） ・ 来訪者満足度（国内） 18.6%：平成28年度（2016年度）→25.0%：令和4年度（2022年度） ・ 来訪者満足度（国外） 43.2%：平成28年度（2016年度）→50.0%：令和4年度（2022年度） 【継続的検討課題】 ・ 観光振興のための財源の検討 ・ 本格的な物販・流通支援体制の検討
--	--

4) 環境教育の場としての活用と普及啓発

エコツーリズム推進のためには、次代を担う子どもたちが地域の観光資源や魅力を理解し守りつつ活用していく取り組みを受け継いでいくことが重要です。

当町においても、子どもたちが地域の自然や文化・歴史に対する理解を深めるとともに郷土に対する愛情を育むエコツーリズムを活用した環境教育を推進し、さらに将来的にエコツーリズムが職業選択の大きな柱となりうるよう取り組みを推進します。

5) 安全管理

(1) 安全管理に関する配慮事項

エコツアー実施において安全管理は最重要事項です。ツアー実施者は安全確保に関するルール（31～34 ページ）を遵守するのみならず、さらなる安全性の向上を目指して積極的に取り組みます。

6) 全体構想の公表

(1) 公表の方法

本構想の作成、変更または廃止を行った時は、町の広報やホームページ等で周知します。

7) 全体構想の見直し

(1) 点検及び見直しの時期

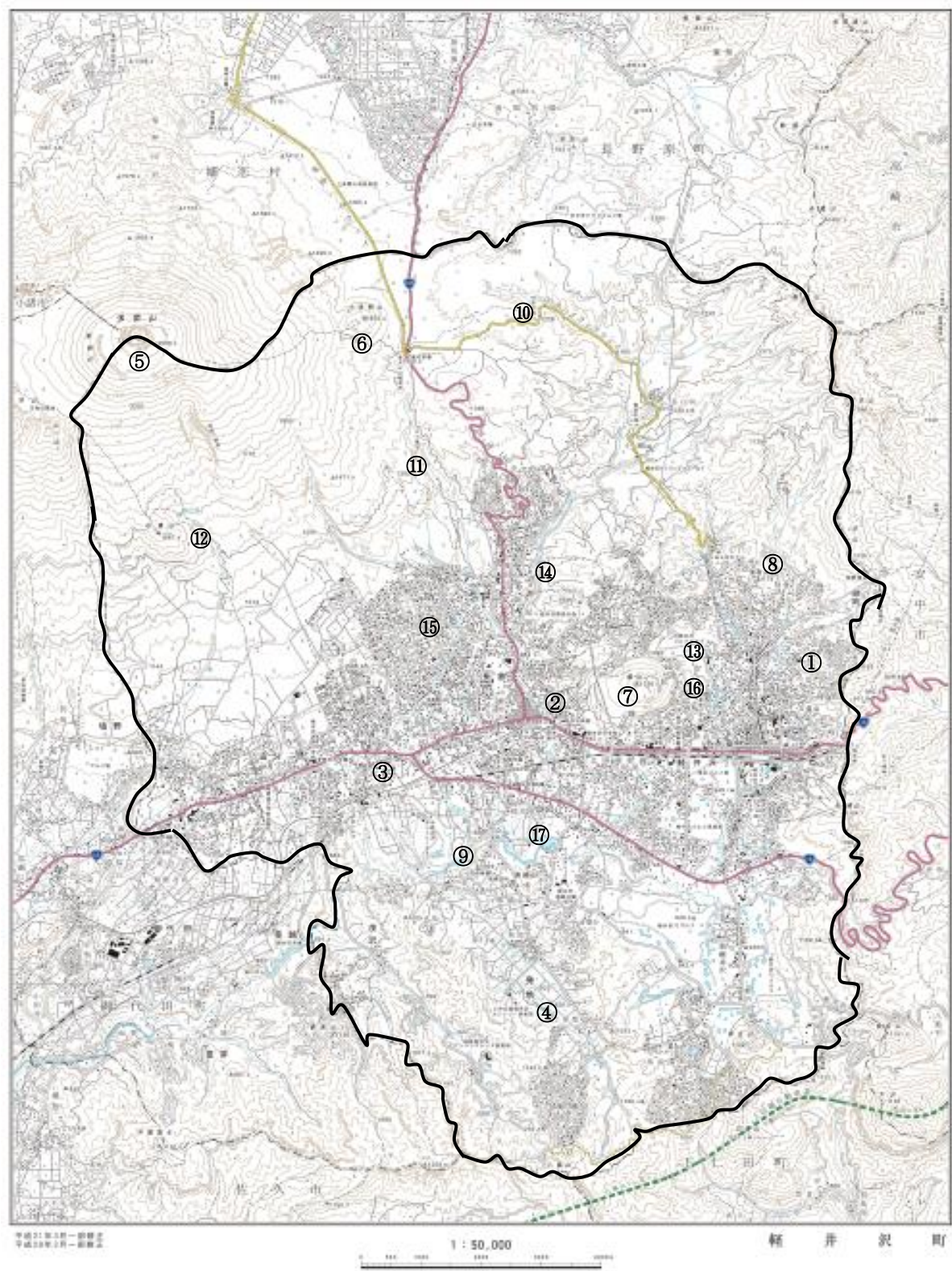
全体構想は、協議会において毎年度推進状況について把握・整理するとともに概ね5年ごとに構想の見直しを行います。

付録 1：軽井沢の自然観光資源一覧

区分	細区分	詳細	付録 2 の位置 図上の番号 (*)
動植物	哺乳類		—
	鳥類		—
	昆虫類		—
	その他の生物 (魚類、は虫類、両生類等)		—
	植物		—
	樹木・樹林 (県指定天然記念物)	諏訪神社社叢	①
		長倉神社社叢	②
		遠近宮社叢	③
動植物の生息 地・生育地	草原環境		④
地形・地質	山岳	浅間山	⑤
		小浅間山	⑥
		離山	⑦
	地質	愛宕山のオル ガンロック	⑧
	甕穴		⑨
陸水	滝	白糸の滝	⑩
		千ヶ滝	⑪
		赤滝	⑫
	湧水	御膳水	⑬
	河川	湯川	⑭
	温泉		—
自然現象	霧		—
生活空間・風景	水との関わり	御影用水	⑮
		雲場池	⑯
		塩沢湖	⑰
	伝統産業	軽井沢彫	—

(*) 資源の存在範囲が広範にわたるもの等の位置は示していない。

付録 2：自然観光資源位置図



軽井沢町全図